

# 報道資料

令和3年9月24日

1	件名	第9回山口市景観賞「景観づくり活動表彰」の候補募集
2	日時	令和3年10月1日(金)～令和3年12月28日(火・必着)
3	内容	<p>山口市では、良好な景観形成を推進するための取組みの一環として「山口市景観賞」を開催しており、第9回となる今回は、第5回以来2回目となる「景観づくり活動表彰」を実施し、地域の良好な景観形成に取り組まれている活動を募集します。</p> <p>このたびの表彰は、景観形成に貢献する優れた活動を表彰し、広く発信することにより、市民の皆様の景観づくりへの意欲高揚と活動の一層の発展を図り、良好な景観の創出に寄与することを目的として実施するものです。</p> <p><b>【応募方法】</b></p> <p>市ウェブサイトに掲載している応募用紙に必要事項を記入し、付近見取図、写真等を貼り付けて、電子メール、持参、郵送等により市都市計画課へ提出。自薦、他薦を問わず、どなたでも御応募できます。</p> <p><b>【募集対象】</b></p> <p>市内において、下記のいずれかに該当する活動を3年以上継続的に行っていると認められ、今後も活動を継続するもの。ただし、過去の景観づくり活動表彰において最優秀賞を受賞した活動は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○まちなみ形成・保全活動 地域の景観を向上させるためのルールづくりやまちづくり活動の実践により、良好なまちなみを形成・保全している活動。</li><li>○景観資源等継承活動 地域における生活や生業、風土により形成されてきた景観資源や文化的景観の継承活動。</li><li>○景観啓発活動 景観について考える機会となるような学習会や講演会、ワークショップなどの開催などによる、良好な景観の創出に資する啓発活動。</li></ul> <p><b>【審査・表彰】</b></p> <p>山口市景観審議会にて審査を行い、特に優れた活動団体等を表彰し、賞状および記念品を贈呈します。</p> <p>受賞発表は、令和4年6月1日(景観の日)前後に行う予定です。</p>
4	問い合わせ	都市整備部 都市計画課 (担当：満瀬、岩淵) TEL 083-934-2831



# 第9回山口市景観賞 景観づくり活動表彰



前回の景観づくり活動表彰受賞活動、これまでの山口市景観写真コンテスト受賞作品から

## 山口市景観賞について

山口市では、良好な景観形成を推進するための取組みの一環として「山口市景観賞」を開催しており、これまでに、「景観写真コンテスト」や「景観優良建築物表彰・景観優良広告物表彰」、「景観づくり活動表彰」を実施してきました。第9回となる今回は、第5回以来2回目となる「景観づくり活動表彰」を実施し、地域の良好な景観形成に取り組まれている活動を募集します。

## 景観づくり活動表彰について

景観形成に貢献する優れた活動を表彰し、広く発信することにより、市民の皆様の景観づくりへの意欲高揚と活動の一層の発展を図りながら、良好な景観の創出に寄与することを目的とします。

### 募集する活動内容

- ・地域の景観を向上させるルールづくりや美化活動
- ・地域に残るお祭りや身近な風景を継承している活動
- ・景観について考える機会となるような啓発活動 など

※活動事例については、募集要領又は募集案内裏面を御確認ください。

### 応募・お問合せ先

山口市都市整備部都市計画課まちづくり推進担当  
〒753-8650 山口市亀山町2-1  
TEL：083-934-2831 FAX：083-934-2654  
Email：toshi@city.yamaguchi.lg.jp【メールでの応募】



## 募集対象

市内で活動する団体又は企業で、下記のいずれかに該当する活動を3年以上継続的<sup>\*</sup>に行っていると認められ、今後も活動を継続するもの。ただし、過去の景観づくり活動表彰において最優秀賞を受賞した活動は除く。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に活動を休止している場合は、活動を継続しているものとみなします。

### まちなみ形成・保全活動

地域の景観を向上させるためのルールづくりやまちづくり活動の実践により、良好なまちなみを形成・保全している活動。

[事例]

- ・建築協定や地区計画、その他まちづくりに関する独自のルール等による統一感のあるまちなみ形成の取組
- ・花植え等の緑化や街路樹の維持など地域で行われている美化活動
- ・景観を引き立てるライトアップ

### 景観資源等継承活動

地域における生活や生業、風土により形成されてきた景観資源や文化的景観の継承活動。

[事例]

- ・棚田・田園風景等の保全
- ・建築様式の継承
- ・地域の原風景として根付いている伝統行事・芸能・まつり等の景観資源の継承

### 景観啓発活動

景観について考える機会となるような学習会や講演会、ワークショップなどの開催などによる、良好な景観の創出に資する啓発活動。

[事例]

- ・地域のまちあるきや学習会等による景観に関する啓発活動
- ・地域のシンボル・固有の資源を活用したイベントの実施
- ・地域の魅力や将来像等の情報発信

## 応募資格

どなたでも応募できます。自薦、他薦は問いません。(他薦の場合は、団体等の同意が必要です。)

## 募集期間

令和3年10月1日(金)～12月28日(火) ※郵送の場合、当日必着

## 応募方法

- ・応募用紙に必要事項を記入し、付近見取図、写真等を貼り付けた上、電子メール、持参、郵送等により山口市都市計画課へ提出してください。
- ・一人何件でも応募可能とします。複数件の活動を応募する場合は、活動ごとに応募用紙が必要です。
- ・電子メールで応募の場合は、件名を「景観づくり活動表彰応募」とし、応募用紙データを添付してください。

## 審査・表彰

- ・山口市景観審議会で審査した後、特に優れた活動団体等を表彰し、賞状及び記念品を贈呈します。
- ・受賞発表は、令和4年6月1日(景観の日)前後に行い、市ウェブサイト上での発表を予定しています。

### <審査の視点>

景観形成への貢献度

魅力発信効果

意識啓発効果

取組への積極性

継続性や発展性

活動の創意工夫

活動の模範性

## 注意事項

- ・応募用紙に記載いただいた内容については、事務連絡担当者様を通じ、質問書の送付や電話等での聞き取りを行わせていただくことや、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ・応募に際しては、山口市ウェブサイトに掲載している募集要領を必ずご確認ください。